

みんなの部屋保険 G3/ みんなのテナント保険 ご契約に関する重要事項説明書

2019年
5月14日以降
契約用

本書面には、ご契約について重要な事項が記載されていますので、内容を十分ご確認ください。

- 本書面の記載内容は、保険の契約者（加入される方）だけでなく、被保険者（保険の補償を受けられる方）も、共に確認くださいますようお願いいたします。
- 契約内容の詳細を記載した「ご契約のしおり（普通保険約款・特約事項）」をご希望の方は、当社までお問い合わせください。
- 本書面はご契約後も大切に保管ください。

「みんなの部屋保険G3」は賃貸住宅に入居されるお客様向けの保険で、本書面では **住宅用** と表示しています。（正式名称：賃貸住宅総合保険2017）「みんなのテナント保険」は賃貸オフィス、店舗に入居されるお客様向けの保険で、本書面では **事業用** と表示しています。（正式名称：新・賃貸事業者総合保険）

住宅用 **事業用** と明示していない項目については、共通の内容となります。

契約概要のご説明 詳細は「ご契約のしおり」などをご覧ください。

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。
- お客様にとって特にご確認いただきたい事項には★印をつけていますので、必ずご確認ください。

1 商品の仕組み

この保険は、火災や盗難などのさまざまな偶然な事故によって、お客様の大切な財物に生じた損害について損害保険金や各種費用保険金をお支払いする『主契約』と、お客様が法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害額をお支払いする『賠償責任特約』で構成されています。

住宅用 『主契約』では火災、風災、水濡れ、盗難などの偶然な事故により家財に生じた損害を補償し、『賃貸住宅総合賠償責任特約2017』では、火災や水漏れ事故などで貸主に与えた損害および賃貸住宅での生活において、他の入居者などに与えた損害について法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

事業用 『主契約』では火災、風災、水濡れ、盗難などの偶然な事故により設備・備品に生じた損害を補償し、『新・賃貸事業者総合賠償責任特約』では、火災や水漏れ事故などで貸主に与えた損害および借用施設の管理不備や施設内での業務上の過失により顧客に与えた損害について法律上の責任を負った場合に保険金をお支払いします。

2 補償内容について

●保険の目的

- 住宅用 借戸室内に收容され、かつ、被保険者の所有する家財（生活の用に供する動産）
- 事業用 借用施設内に收容され、かつ、被保険者の所有する設備・備品（事業の用に供する動産）

■対象となる動産（○：保険の目的に含まれます。×：保険の目的に含まれません。）

対象となる動産	家財	設備・備品	商品等	屋外設備装置 野積の動産等
住宅用	○	×	×	×
事業用	×	○	×	×

★●保険の目的に含まれない主な物

- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）および航空機その他これらに類する物ならびにこれらの付属品
- 通貨、電子マネー、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
- 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、眼鏡、かつら、医療用機器その他これらに類する物
- 動物および植物などの生物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 電動車椅子その他これらに類する物

★●住宅用に含まれない物

- 営業用設備・備品、商品および業務用通貨その他これらに類する物
- 受託品

★●事業用に含まれない物

- 家財（個人が所有または管理する動産を含みます。）
- 商品・製品（原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材を含みます。）
- 受託品

3 保険金のお支払いについて

●損害額の評価方法

- 住宅用 再調達価額による評価になります。
- 事業用 時価額による評価になります。

●保険金・費用保険金をお支払いする主な場合は下表のとおりです。
※ご契約内容により異なりますので、保険契約申込書にてご確認ください。

■補償の対象となる事故の種類（○：補償の対象です。×：補償の対象外です。）

補償の対象となる事故の種類	火災 落雷 破裂・爆発	風災 雪災 ひょう災	航空機 車両の 衝突等	水濡れ	騒じょう	雨漏り	盗難	水災	地震
住宅用	○	○	○	○	○	○	○	○	×
事業用	○	○	○	○	○	×	○	○	×

■費用保険金の種類 (○：補償の対象です。×：補償の対象外です。)

費用 保険金の 種類	災害 見舞 保険金	残存物取 片付費用 保険金	失火 見舞費用 保険金	修理 費用 保険金	被災 転居費用 保険金	盗難 転居費用 保険金
住宅用	×	○	○	○	○	○
事業用	○	○	○	○	×	×

費用 保険金の 種類	臨時 宿泊費用 保険金	再発 防止費用 保険金	仮事務所 手配費用 保険金	損害 防止費用 保険金
住宅用	○	○	×	○
事業用	×	×	○	○

4 付帯できる特約およびその概要

●付帯できる特約の主なものは下表のとおりです。

■特約の種類

区分	特約の種類	概要
共通	複数契約特約	一の被保険者について複数の保険契約を引き受けることができます。
住宅用	賃貸住宅総合賠償責任特約2017	借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金があります。
	法人等契約の被保険者に関する特約	法人等契約の被保険者に関する特約の付帯は選択できます。ただし、保険契約者が法人もしくは個人事業主の場合のみです。
事業用	新・賃貸事業者総合賠償責任特約	借家人賠償責任保険金と施設・漏水賠償責任保険金があります。

■保険料の払い方に関する特約

特約の種類	概要
保険料一般分割払特約	保険料を分割して支払うことができます。
団体による保険料一括集金に関する特約	保険料を、団体を通じて支払うことができます。
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	クレジットカードを利用して保険料を支払うことができます。
保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約	保険料を、コンビニエンスストアなどを通じて支払うことができます。
保証会社による保険料立替支払に関する特約	保証会社が保険料を立替支払いすることができます。
クレジットカードによる更新契約の初回保険料の払込みに関する特約	更新契約の初回保険料をクレジットカードで払い込む場合に払込猶予期間が適用されます。

★●賃貸住宅総合賠償責任特約2017の支払限度額は、保険証券記載金額となります。同一事故で借家人賠償責任と個人賠償責任が同時に発生した場合には、支払限度額をそれぞれの支払保険金額で比例按分した額でお支払いします。

5 保険期間

●保険期間は1年もしくは2年となります。保険契約の開始日ならびに保険期間につきましては保険契約申込書・保険証券などをご確認ください。

6 保険金額の決め方(引受条件)

- ご契約いただく加入コース(保険金額の設定)につきましては、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようご家族の構成や借戸室の間取りなどを参考にお決めください。なお、家財の保険金額については「家財簡易評価表【再調達】」を参考として、設備・備品についてはその時価額をもとに、適正な金額を設定してください。詳しくは当社または取扱代理店にご相談ください。また、ご契約後に家財、設備・備品が著しく減少した場合は、保険金額を減額することができます。

- ★●一時に多くの保険金の支払いが発生し、保険金支払いのための財源が不足することにより、当社の収支状況に著しく影響を及ぼす場合には、当社の定めるところにより保険金を削減することがあります。

7 保険料について

- 保険料は加入コースと保険期間により決定されます。

- ★●当社の保険料の計算基礎が変動し、当社の収支状況に著しく影響を及ぼしたことにより保険料の増額または保険金額の減額が必要と当社が認めたときは、当社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

8 保険料の払込方法について

- ご契約と同時に加入コースに定めた保険料をお支払いください。
- 分割払、コンビニエンスストア払など、さまざまなお支払方法がご利用いただけます。

9 満期返戻金・契約者配当金について

- この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

10 解約返戻金の有無

- 保険期間の中途に退去などでご契約を解約される場合は、当社までご連絡ください。なお、解約に際してはご契約の保険期間のうち未経過期間の保険料を解約返戻金としてお支払いします。ただし、未経過期間によっては解約返戻金が生じない場合があります。
- 保険料一般分割払特約が適用される場合は、解約返戻金は生じません。

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

詳細は「ご契約のしおり」などをご覧ください。

- ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる事項や、特にご注意ください事項などをこの「注意喚起情報」に記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、ご不明な点については当社までお問い合わせください。
- お客様にとって特に不利益になる場合がある事項には★印をつけていますので、必ず、ご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約お申し込みの撤回など)について

●ご契約のお申し込み後であっても、お申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。

(1)ご契約をお申し込みいただいた日もしくはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効)に、書面で当社宛てに通知をすることによりクーリング・オフができます。

【記入いただく必要事項】

- ①契約をクーリング・オフする旨の記載
- ②保険契約者の住所、氏名(捺印)
- ③昼間のご連絡先電話番号
(内容についてご確認させていただく場合がございます。)
- ④申込日
- ⑤契約管理番号
- ⑥取扱代理店名

記入例 下記要領に従ってご記入のうえ、はがきまたは封書にてお送りください。

①～⑥の項目はもれなく記入してください。

☐	5300011
お客様相談室 行	S B I 日本少額短期保険株式会社
	大阪府北区大深町3の1 グランフロント大阪タワーB 13F

(表)

①私は下記の保険契約を クーリング・オフします。	
②	保険契約者住所 氏名 印
③	電話番号(昼間の連絡先)
④	申込日
⑤	契約管理番号
⑥	取扱代理店

(裏)

なお、クーリング・オフのお申し出方法として、当社ホームページに申請フォームもご準備しております(<https://n-ssi.co.jp/request/>)。

(2)クーリング・オフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料は速やかに保険契約者にお返しいたします。また、当社および取扱代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

(3)クーリング・オフできない場合は次のとおりです。

- ①更新の保険契約
- ②営業または事業のための保険契約
- ③法人または社団・財団が締結した保険契約
- ④保険期間が1年以内の保険契約

(4)すでに保険金をお支払いする事由(事故)が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリング・オフをお申出の場合は、クーリング・オフの効力は発生せず、保険契約は有効に存続するものとします。

2 ご契約締結時における注意事項(告知義務)について

- ★● 保険契約申込書の記載事項については正しく記載してください。保険契約申込書の記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
- 告知事項の主なものは次のとおりです。(住宅用の場合)
 - ① 保険契約者名および生年月日
 - ② 被保険者名および生年月日
 - ③ 借戸室の所在地
 - ④ 他の保険契約の有無

3 ご契約締結後における注意事項(通知義務)について

- ★● ご契約後に契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当社までご通知ください。ご通知がないと、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできない場合があります。
- 通知事項の主なものは次のとおりです。(住宅用の場合)
 - ① 借戸室が賃貸住宅でなくなるときまたは住居専用に使用しなくなるとき
 - ② 家財を譲渡したとき
 - ③ 家財を引っ越しなどによりほかの場所に移転したとき
 - ④ 他の保険会社など同様の損害を補償する保険契約などを締結したとき

4 責任開始日

- 保険契約の申し込みを当社が承認し、かつ、保険料が当社に払い込まれたことを条件として、保険証券に記載された保険期間開始日が責任開始日となります。ただし、責任開始日までに払い込まれた場合は、保険契約者が指定する時刻もしくは午後4時より保険契約上の責任を負います。また、責任開始日以後に払い込まれた場合には、保険契約申込書に記載されている責任開始日を払込時点に変更します。

5 保険金をお支払いできない主な場合

- ★● 次に掲げる事故によって生じた損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。
 - (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (4) 放射性物質もしくは放射性物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の特性による事故
 - (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

6 保険料の払込猶予期間および失効について

- 保険料の払込猶予期間はありません。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、失効とします。
 - (1) 借戸室の全部または保険の目的の全部が消滅したとき
 - (2) 保険の目的の全部を譲渡したとき
 - (3) 保険の目的の全部を移転したとき
- 「保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約」「クレジットカードによる更新契約の初回保険料の払込みに関する特約」が付帯される契約においては、保険料の払込猶予期間が設定されています。

7 補償重複について

- ★●住宅用 または 事業用 のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約がほかにあると、補償の一部または完全重複が生じることがあります。つきましては、他のご契約との補償内容の差異や保険金額などを十分ご確認いただいたうえで、ご契約ください。
- 補償が重複すると、その補償・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

【ご注意ください】

- 補償内容が同種の保険契約の解約、または契約内容の変更をされる際には、補償内容に過不足が生じないか、ご確認されることをおすすめします。
- 複数契約特約の適用により複数の保険契約をお引き受けする場合、補償内容について一部または完全重複が生じることがあります。
<補償が重複する可能性がある主な場合>
賃貸住宅総合賠償責任特約2017の個人賠償責任保険金

8 地震に関する補償について

- 「みんなの部屋保険G3」「みんなのテナント保険」は、地震による損害は補償しておりません。

9 保険契約の更新について

- 次の各号のすべてに該当した場合に、保険期間満了日を更新日として更新されます。
 - (1) 保険期間満了日の1か月前までに、当社から保険契約者に更新の案内を行った際、保険契約者から当社に保険契約を更新しない旨の通知がないこと
 - (2) 保険契約者の意思の表示として更新される保険契約の保険料が当社に払い込まれること
- 更新された保険契約につき、保険契約者宛てに更新証を発行します。また、更新証は更新前契約の保険証券と合わせて更新後契約の証券とみなします。
- ★●この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、計算基礎を変更して保険料を増額し、または保険金額を減額することがあります。
- ★●この保険の収支を検証して、不採算となり、更新契約の引き受けが困難となった場合は、当社の定めるところにより、更新契約を引き受けないことがあります。

10 引き受けできる保険契約の範囲

- ★●少額短期保険会社は、保険業法および関係法令などの定めにより保険期間が1年もしくは2年であって、一の被保険者について保険金額が1,000万円(低発生率事故に関する保険については別途1,000万円)以下の保険のみの引き受けを行うことができるものとされております。

11 引受保険金額の上限ならびに被保険者数の制限

- ★(1) 保険業法ならびに関係法令の規定により、当社では同一の契約者についてのすべての被保険者の総数は100名もしくは上限総保険金額から算出した被保険者数が限度となります。
- ★(2) 保険業法ならびに関係法令の規定により、当社では同一の被保険者による引受金額に上限を設けております。(※)
 - ※この保険契約には「複数契約特約」が付帯されるため、当社は、同一の被保険者について複数の保険契約を引き受けすることができます。その引受限度額は、各々の保険契約の保険金額を合算して一の被保険者あたり5,000万円(低発生率事故に関する保険については別途5,000万円)までとなります。
 - ただし、次の点にご注意ください。
 - ①同一建物内または隣接する建物内に所在する賃貸物件については、この特約による複数契約として、保険契約を引き受けられません。
 - ②同一の被保険者について、各々の保険契約の保険金額を合算して5,000万円(低発生率事故に関する保険については別途5,000万円)を超過して、保険契約を引き受けられません。
 - ③同一の事故に対して複数の保険契約から保険金が支払われる場合であっても、その事故に対してお支払いできる保険金の限度額は1,000万円(低発生率事故に関する保険については別途1,000万円)です。
 - ④同一の被保険者について、各々の保険契約の保険契約者が相違する場合は、保険金額を合算して1,000万円(低発生率事故に関する保険については別途1,000万円)を超過して保険契約を引き受けられません。

12 保険契約者保護機構について

- ★●当社は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法第270条の3(保険契約の移転等における資金援助)第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。ただし、当社は責任準備金を十分に積み立て、さらに再保険契約を締結することにより将来の支払いに備えるなど、長期的な視点で安定した事業運営を行っております。

13 事故が発生した場合について

- (1) 事故が発生した場合は、速やかに当社にご連絡ください。
- (2) 賠償責任に関わる事故の相手方との示談交渉については、事前に当社へご相談ください。
- (3) 保険金のご請求は、当社所定の書類をご提出いただきます。

14 支払時情報交換制度

- 当社は、保険金などのお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取り消しに関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

15 裁判外紛争解決手続きについて

- 当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟する次の「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

 **0120-821-144**【平日9:00～12:00 13:00～17:00】
(土日祝日および年末年始休業期間を除く。)

ご確認くださいこと

- このたび、お申し込みいただくご契約に対してお客様のご意向が反映されているか、ご契約の内容や保険金額が適切であるかをご確認いただくためのポイントを記載しております。この書面をお読みいただき今一度のご確認をお願いいたします。

1. 保険の対象(目的)とするものは、みんなの部屋保険G3は借用戶室に収容する「家財」、みんなのテナント保険は借用施設(テナント)に収容する「設備・備品」です。
2. 「家財」または「設備・備品」の所有者が保険金をお受け取りになる方です。被保険者以外の方が所有されている場合は必ずお知らせください。
また、所在地がお申し込みのご住所と異なる場合には申込書の「被保険者および借用戶室・施設」欄に記載が必要です。
3. 「家財」の保険金額が適正であるかをご確認ください。保険金額が家財の価額(再調達価額)を超えている場合、その超過部分については保険金をお支払いできません。十分にご注意ください。
4. 特約や費用保険も含めて補償内容をよくご確認ください。
5. 「保険金をお支払いできない主な場合」や「保険金額の決め方(引受条件)」、「引受保険金額の上限ならびに被保険者数の制限」などについてはお客様にとって不利益となる情報も含まれておりますので特にご注意ください。
6. 保険開始日までに保険契約申込書のご提出がない場合、保険金がお支払いできないことがございます。必ず保険開始日までに提出ください。

個人情報の取り扱いについて

- 当社は、少額短期保険事業を遂行するにあたり個人情報を適切に保護することが重要な責務であると深く認識し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)およびその関連法令を遵守し、その取り扱いに関する基本方針を定め、個人情報の適法かつ公正な手段による取得と利用および正確性と機密性の保持に努めます。
- 当社は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守して、個人情報の適正な取り扱いを行います。

個人情報の利用目的

- 当社は、すべての個人情報について利用目的を次のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。
①保険契約の引き受け・管理・維持 ②保険金の支払い ③当社業務に関する情報提供、運営管理、商品、サービスの充実 ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求 ⑤関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提携、ご契約の維持管理 ⑥その他当社の少額短期保険事業遂行に付随関連する業務 など

個人データの第三者への提供

- 当社は、個人データを第三者に提供する場合には、原則としてご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。
①法令に基づく場合 ②業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に取り扱いを委託する場合 ③再保険契約にともない当該保険契約の情報を提供する場合 など

個人情報の共同利用

- 当社はSBIグループ企業との間で、個人情報を共同利用させていただく場合があります。共同利用される個人データの項目、共同利用者の範囲、共同利用の利用目的、個人データの管理について責任を有する者の名称、共同利用に関するお問い合わせ先などの詳細については、当社ホームページをご確認ください。

その他、当社の個人情報の取り扱いに関する詳細については、当社ホームページ(<https://www.n-ssi.co.jp>)をご参照ください。

ご確認くださいませしょうか？

ご不明な点などがございましたら、下記フリーダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

ご契約後1か月以上経過しても保険証券または契約完了はがきが届かない場合は、お手数ですが、下記カスタマーセンターにご連絡ください。

万一、事故にあわれた場合は、
下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

事故受付センター

 **0120-308-838**

24時間365日対応

引っ越しにともなうご解約や住所の変更などは、
下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

解約の場合、ご契約者様名義の口座情報をご用意ください。(法人契約除く)

異動解約センター

 **0120-071-161**

受付時間／平日(月～金)9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

苦情・ご相談については、
下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

カスタマーセンター

 **0120-080-828**

受付時間／平日(月～金)9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

SBI 日本少額短期保険株式会社

大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F

ホームページURL

<https://www.n-ssi.co.jp>